

賃 貸 借 契 約 書 （ 長 期 継 続 契 約 ） （ 案 ）

奈良市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、フォークリフト（以下「リース車」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が自己所有のリース車を発注者の使用に供し、発注者はこの契約の条項に従ってリース車を借り受けることを目的とする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和9年1月1日から令和13年12月31日までとする。

（リース車の内容等）

第3条 リース車の内容及び数量は、別紙仕様書のとおりとする。

（保管場所）

第4条 保管場所は、次のとおりとする。

奈良市大安寺西二丁目 281 番地 奈良市廃棄物対策課衛生浄化センター内

（賃貸借料）

第5条 この契約に係る賃貸借料は、月額金 円（うち消費税及び地方消費税の合計額として金 円を含む。）契約期間全体の執行予定額は金 円（うち消費税及び地方消費税の合計額として金 円を含む。))とする。

（賃貸借料の支払い）

第6条 賃貸借料は、毎月払いとし、受注者は、毎月10日までに当該月分の賃貸借料の支払を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項による適法な請求を受けた日から30日以内に受注者に支払うものとする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき遅延日数に応じて、年3.0パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満であるときは、この限りでない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

（リース車の搬入出等）

第8条 リース車の搬入出等は、受注者がその負担により行うものとする。

（リース車の保守）

第9条 受注者は、リース車を正常な状態で使用できるよう、定期的に点検調整及び部品の交換等の保守を行うものとする。

2 受注者は、リース車が故障した場合は、発注者の請求により、速やかに修理し、正常な状態に回復させなければならない。

（他の機械器具の取り付け、リース車の改造及び移転）

第10条 発注者は、次の各号に定める事項については、あらかじめ書面による受注者の同意を必要とする。

（1）リース車に他の機械器具を取り付けるとき。

（2）リース車を改造するとき。

（3）リース車の保管場所を変更するとき。

（管理上の注意等）

第11条 リース車の所有権は、受注者に属し、発注者は、それを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

2 受注者は、発注者が故意又は過失によって物件をき損、破損又は滅失したときは、その賠償を発注者に対し請求することができる。この場合において、第13条の保険で補償された損害について、受注者は、発注者に対して賠償請求することができない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第12条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（保険）

第13条 契約期間中の必要な保険については、別紙仕様書のとおりとし、受注者が付保手続きを行い、保険料は受注者の負担とする。

（リース車の引き取り）

第14条 受注者は、この契約の終了に伴い、リース車を速やかに引取ることとする。

2 前項の引き取りに際して、発注者は取り付けた他の機械器具を取りはずす等、リース車を引き渡し当時の現状に復するものとする。

（立入権）

第15条 受注者は、リース車の保守のため、リース車の保管場所に立入ることができる。この場合、受注者は社員証等を必ず提示し、発注者の定める管理規則に基づいて行うものとする。

（秘密保持）

第16条 受注者は、この契約の履行により知り得た発注者に関する一切の情報、数値等をいかなる理由があっても第三者に漏洩しないものとする。受注者の秘密保持の義務は、この契約終了又は解除後も継続する。

（損害賠償）

第17条 受注者は、その責めに帰する理由により、この契約の履行に関し発注者

又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（盗難、損傷等発生時の措置）

第18条 発注者は、リース車の盗難、損傷等が発生したときは、遅滞無く受注者に通知するものとする。

2 リース車に前項の事態が発生し、発注者がリース車を使用できなくなった場合には、当該リース車についてこの契約は終了するものとする。

3 前項の場合、発注者は受注者が請求する中途解約金を支払うものとする。

（発注者の解除権）

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として賃貸借料の総額から完了部分の額を控除した金額の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

（談合その他不正行為による解除等）

第20条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が同条第1項の規定により確定したとき。

(3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第64条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

(4) 受注者（その役員又は使用人含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（暴力団排除措置による解除等）

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（その役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に

規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 第19条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(受注者の解除権)

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(管轄裁判所)

第23条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審裁判所とする。

(協議)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、発注者と受注者が両者
記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市

奈良市長 仲 川 元 庸

受注者